# 「危険ブロック塀」判断基準

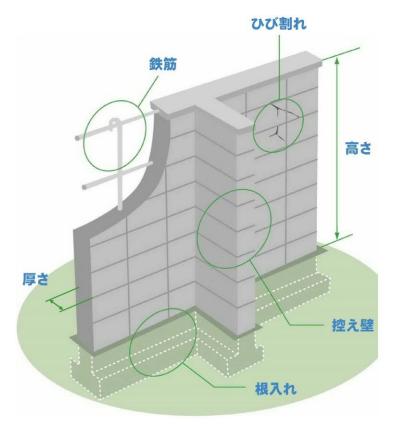
# 【判定方法】

下表の判定区分において、判定基準を満足している場合は〇とする、それ以外は×とし、判定が×となる項があれば危険ブロック塀に該当するものとする。

# 別表第1 (第3条関係)

◆コンクリートブロック塀 (コンクリートブロック造の塀及び門柱)

判定区分		判定基準	判定
1	塀の高さ	塀の高さ 2.2m 以下である	
2	壁の厚さ	壁の厚さは、15cm (高さ 2m 以下の塀であれば 10cm)	
		以上である。	
3	鉄筋の有	壁丁及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、	
	無	それぞれ径 9mm 以上の鉄筋が配置されている	
4	鉄筋の有	壁内には、9mm 以上の鉄筋を縦横に 80cm 以下の間隔	
	無	で配置されている	
5	控壁	長さ 3.4m 以下ごとに、径 9mm 以上の鉄筋を配置した	
	(塀高さ	控壁で基礎の部分において壁面から高さの 1/5 以上突	
	1.2m 以下	出したものを設けている	
	は判定不		
	要)		
6	鉄筋の定	壁頂、基礎、壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折	
	着	り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋	
		にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着	
		している(ただし縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着	
		させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にか	
		ぎ掛けしないことができる)	
7	基礎	基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以	
	(塀高さ	上である	
	1.2m 以下		
	は判定不		
	要)		
8	劣化	著しい傾き, 亀裂, ひび割れ, 欠け, はくり, 目	
		地割れ, 風化等の劣化がない	



出典:パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改 「危険ブロック塀」判断基準

# 【判定方法】

下表の判定区分において、判定基準を満足している場合は○とする、それ以外は×とし、判定が×となる項があれば危険ブロック塀に該当するものとする

# 別表第2(第3条関係)

## ◆石塀 (石造その他の組積造の塀及び門柱)

判定区分		判定基準	判定
1	塀の高さ	塀の高さ1.2m以下である	
2	壁の厚さ	壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上である	
3	控壁	長さ 4m 以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁が設置されている。(ただし、その部分における壁の厚さが判定区分2による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合は設置されてなくてもよい)	
4	基礎	基礎の根いれ深さは、20cm 以上である	
5	傾き	傾きがない	
6	ひび割れ	<b>亀裂</b> ,ひび割れがない	
7	欠け・はく り	欠け,はくり,目地割れがない	
8	汚れ	風化,劣化がしていない	